概要版

第3期

赤井川村 子ども・子育て支援事業計画

いまより、もっと！ずっと！
よくなるむらへ

《計画の目標》

こども・子育て
Well-being（幸福）の実現

1 《基本目標１》こどもの権利を守る

- こどもの権利と意見を大切にする取組 もっと！
- 交通事故や犯罪からこどもを守る
- より良い住まいの提供
- 児童虐待をなくすための取組

2 《基本目標２》こどもと親、その家族を支える

- お母さんとこどもの健康を守る取組 もっと！
  妊婦さんへの支援充実やこども家庭センターの設置
- 保育所の充実 もっと！
  保育時間の延長や１歳児保育などの検討
- 子育てしやすくする取組の充実 もっと！
  相談しやすい環境づくりとサービスの利用支援
- 放課後の居場所づくり もっと！
  放課後子ども教室とこども第三の居場所づくり
- 子育て家庭へのお金の支援

3 《基本目標３》こどもの生きる力を育む

- 次の世代の親を育てる取組
- 思春期の心と身体の健康づくり
- 「生きる力」を育む学校教育
- 家庭と地域の教育力の向上
- 食育の取組
- こどもの遊び場づくり

4 《基本目標４》多様なこどもを応援する

- 障がいのあるこどもへの支援
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの設置を通じて
充実を促進します。

子ども・子育て支援事業計画とは・・・

〇本村に住むすべてのこどもたちが、権利ある主体として健やかに成長することができるよう、子育て支援の取組を総合的・効果的に推進するための計画です。

〇本計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画と併せて、こどもの貧困対策を含む様々な子ども・子育て支援施策について網羅的に記載しています。

〇本計画の計画期間は令和７年度から令和11年度までの５年間です。

こどもの権利とは・・・

1989年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」では、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこども（18歳未満の人）の４つの権利を定めています。

①生きる権利…すべての子どもの命が守られる権利
②育つ権利…健やかに育つことができる権利
③守られる権利…子どもが虐待や働かなければならない環境から守られる権利
④参加・意思表明の権利…自由に意見を言ったり活動したりできる権利

計画の推進に向けて

子育て環境を支える取組は、こどもが生まれる前から大人になっても長く途絶えずに続く、いわば営みです。

若い世代には、こどもと触れる機会を促進することで産み育てる選択ができるイメージを提供し、妊娠・出産・子育て期に抱える不安に対しては、その家族の形に寄り添った支援を行います。

そうして生まれた、ひとりの権利あるこどもは、安心・安全な環境のもとあらゆる経験の機会を得ながら、むらのひと・自然・暮らしの中での愛着形成のもと成長します。

またそのこどもが大人になり次世代へとつながることを繰り返すことで、全てのひとのWell-being（幸福）が向上することを目指しながら、むらの子育て環境の充実を推し進めます。

第３期計画は「いまより、もっと、ずっと、よくなるむらへ」をサブテーマに、将来的展望を見据えて、子育て環境の土壌を整えてまいります。

こども人口の“これまで”と“これから”

赤井川村の出生率は減少が続いており、０～17歳のこどもの人口は今後も減少が続くと予想されます。

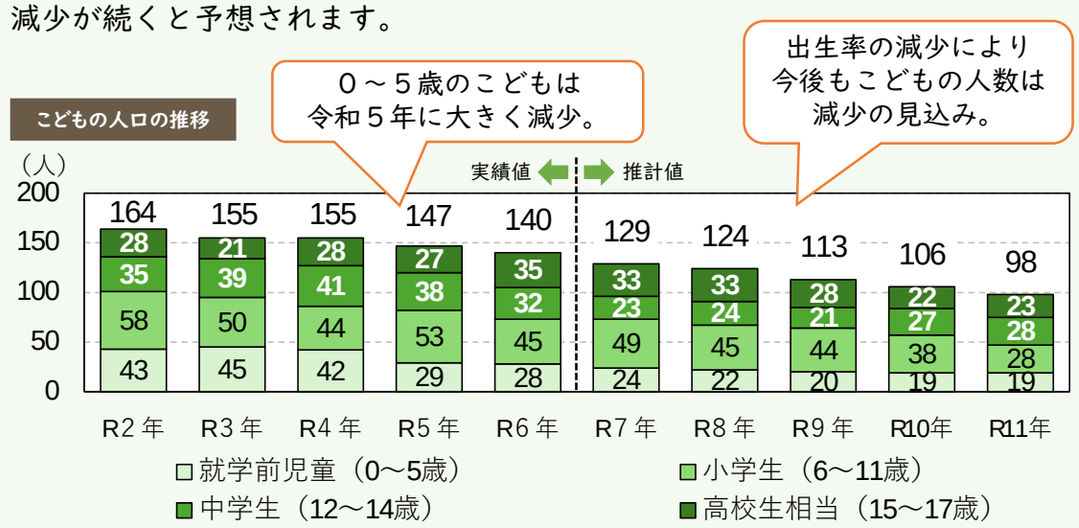

教育・保育事業の今後の見込み

計画期間における教育・保育事業の「利用ニーズ」に対して、赤井川へき地保育所の利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

幼稚園の利用を希望する世帯には近隣自治体との受け入れ調整を行います。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
３歳以上のこどもの教育・保育事業（１号認定及び２号認定）					
利用ニーズ	17人	14人	10人	10人	12人
提供体制	20人	15人	15人	15人	15人
３歳未満のこどもの保育事業（３号認定）					
利用ニーズ	８人	８人	９人	８人	７人
提供体制	10人	10人	10人	10人	10人

赤井川村 子ども・子育て支援事業計画
いまより、もっと！ずっと！
よくなるむらへ

令和７年４月
赤井川村保健福祉課